

緑化条件付自動販売機

一般競争入札による都市整備局用地の
一時貸付け参加要領

平成25年1月

東京都都市整備局

◎緑化条件付自動販売機◎

一般競争入札による都市整備局用地の一時貸付け 参加要領

《 目 次 》

◆ 入札物件	1
◆ 一般競争入札参加要領	2
◆ 土地賃貸借契約書（案）	9
◆ 案内図・明細図	13
◆ 入札保証金について	16
◆ 緑化条件付自動販売機基本想定図（1台）	17
◆ 緑化条件付自動販売機基本想定図（2台）	18
◇ 一般競争入札参加申込書・受付書	
◇ 事業実績説明書	
◇ 宣誓書	
◇ 委任状	

問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 都市整備局 都営住宅経営部 住宅整備課 再編整備推進係

電話 03-5320-5053 FAX 03-5388-1477

担当：青木、佐藤

1 入札物件一覧表

整理番号	名称 (所在)	用途地域	地積	参考価格 (年間賃料)	設置台数	更新可能回数
1	江北一丁目第3アパート (足立区江北一丁目1190番3のうち)	第一種中高層 住居専用地域	254.42 m ² のうち 3.00 m ²	4,000円	1台	1
2	町田金森一丁目アパート (町田市金森一丁目127番1のうち)	第二種中高層 住居専用地域	5,233.05 m ² のうち 6.00 m ²	10,000円	2台	4
3	多摩ニュータウン諏訪団地 (多摩市諏訪四丁目3番のうち)	第一種中高層 住居専用地域	28,779.03 m ² のうち 9.00 m ²	8,000円	2台	4

2 貸付期間

整理番号1から3については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

ただし、貸付期間には、土地使用のための整備に要する期間及び使用終了後の原状回復に要する期間を含むものとする。

また、期間の更新は、借受者からの申請によるものとし、更新する期間は1年を単位とする。

整理番号1については、更新回数を1回までとし、更新による賃貸借期間は平成27年3月31日までとする。

整理番号2及び3については、更新回数を4回までとし、4回目の更新による賃貸借期間は平成30年3月31日までとする。

一般競争入札参加要領

一般競争入札による所有地の一時貸付けに参加される者は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

(貸付の目的)

第1 東京都（以下「都」という。）の未利用財産を有効活用するとともに、街のすきまを緑化することにより得られる緑のもたらす癒しや安らぎなどの効果から、都民や企業の自主的な緑の創出につなげることで、街の美観向上、都市緑化の推進に寄与します。

(貸付の流れ)

- 第2 落札者には、この土地の使用に当たって、第6に記載の事業計画の策定を行い、都に提示し、協議調整が整った後に、都と貸付対象物件に係る一時使用のための土地の賃貸借契約を締結して借受者となっていただきます。
- 借受者は、貸付対象物件に自らの資金負担により自動販売機を設置、運営し、かつ緑化部分を設計・整備し緑化が良好な状態に保たれるよう、維持管理、補修等に努めなければなりません。
 - 借受者は、緑化部分の形状あるいは仕様を変更する場合には、都と協議の上、行わなければなりません。
 - 借受者には、緑化部分の管理状況の報告を含め、使用状況を都が容易に把握できるように6月を超えない期間毎に写真撮影し、都に報告していただきます。
 - 借受者には、一時使用の賃貸借期間満了までに貸付対象物件を原状回復し、都に返還していただきます。

(入札に付する物件)

第3 入札に付する物件は、13 ページ以下案内図・明細図記載のとおりです。

2 緑化整備について、不明な点の問い合わせは下記にお願いします。

東京都庁第二本庁舎20階北側 都市整備局都営住宅経営部住宅整備課再編整備推進係
(ダイヤルイン) 03-5320-5053

(貸付に関する条件)

第4 貸付対象物件の用途

清涼飲料水自動販売機を設置するとともにその周囲に常緑の植物を植えたプランターを設置し、自動販売機の機上等を緑化し、緑化に貢献するもの（以下、「緑化条件付自動販売機」という。）に限定します。

2 貸付方法

契約は民法第601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法の規定の適用はないものとします。

3 賃料以外の経費負担

フェンス撤去及び新設、自動販売機の設置及び運営並びに緑化部分の設計及び整備を含めた維持管理、修繕及び撤去に要する工事、移転等に係る費用及び光熱水費については、賃料とは別に借受者の負担とします。

4 使用上の制限等

- (1) 借受者は、一時貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入

れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。

- (2) 借受者は、貸付対象物件の使用に当たり、この土地の形質を変改することはできません。ただし、あらかじめ都から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。
- (3) 借受者は、貸付対象物件を自動販売機設置とその周辺部の緑化以外の目的に使用することはできません。
- (4) 借受者は、貸付対象物件に建物を建設することはできません。

5 借受者の義務

- (1) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象物件を使用してください。
- (2) 借受者には、貸付対象物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。
- (3) 借受者は、都が貸付対象物件の管理上必要な事項を借受者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。
- (4) 借受者は、貸付対象物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければなりません。

6 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、都又は第三者に損害を与えたときは、全て借受者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- (1) 借受者が4に記載する事項に違反又は5に記載する義務を果たさない場合
- (2) 借受者が緑化条件付自動販売機を設置しなかったとき
- (3) 都が貸付対象物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき

7 貸付期間終了時の条件等

- (1) 借受者は貸付期間が満了したとき、又は6(1)若しくは(2)により契約を解除されたときは、直ちに自己の負担で貸付対象物件を原状に回復して返還しなければなりません。
- (2) (1)の場合、借受者は都に対し返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切の請求をすることはできません。

(入札に参加することができない者)

第5 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者)
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (3) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (5) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- (6) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
- (7) 清涼飲料水自動販売機の設置・運営について実績を有しない者

(緑化条件付自動販売機設置に当たって付する契約条件)

第6 借受者は、事業計画を作成し都の承認を受けて、自らの責任と負担において自動販売機の設置及び運営並びに緑化部分の設計及び整備を含めた維持管理、修繕等を行うものとします。

2 緑化条件付自動販売機の計画（設計）

自動販売機及びその周囲の緑化は、17 ページ以降の基本想定図を参考とするほか、以下の事項に留意し、設計してください。

(1) 自動販売機の仕様

ア 設置する自動販売機の商品は、清涼飲料とし、酒類、カップ式は除くこと。

イ 設置する自動販売機には、販売し管理するものの会社名、管理者名、住所及び電話番号を必ず明記すること。

ウ 自動販売機は、「照明の自動点滅・減光」いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術を導入した機種とし、省エネ対策を施したエネルギー消費効率の良いものにする。

エ 自動販売機は、二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

オ 自動販売機を据え付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は（社）全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止策を講ずること。

カ 「食品、添加物等の規格基準」（JIS 規格）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

キ 自動販売機は、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くしたものとすること。

(2) 緑化に関する仕様

ア 自動販売機の両脇に常緑の低木及び植物を寄せ植えにしたプランター2台を設置すること。なお、常緑の低木は自動販売機の高さを超えないものとする。

イ 自動販売機の機上及び回収ボックスのルーフ部分にコケ植物と人工芝が一体になったシートを設置すること。

ウ プランターは、重量の重いものを用いる等、盗難防止策を講ずること。

エ 自動販売機自体を木や森林の写真でラッピングし、都民が緑化をイメージしやすいものにする。

オ 植栽する植物は常緑のものとし、枯れた場合は新たに植え替えること。

カ 自動販売機内の POP 広告用部分に、次のような掲載文を掲出すること。

「この緑は、「東京都の緑化推進事業」により、〇〇会社が緑化した場所です。緑あふれる東京の再生を目指して、緑を増やし、守り、育てていきましょう。」

平成 25 年 4 月 1 日

東京都都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

〇〇会社 TEL〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇」

(3) その他

ア フェンスで閉鎖管理されている土地は、自動販売機設置後も閉鎖管理の状況を維持するため、必要に応じフェンス等を新設すること。

イ (1)(2)で示した自動販売機の仕様について、更に効果的な省エネルギー対策等を実施したい場合には、都と協議を行うこと。

3 自動販売機設置と緑化設備整備工事

設置、整備工事開始前に、都と設計及び施工の協議を行ってください。なお、施工前、施工後の写真を提出してください。

4 運営

- ア 商品管理、売上金回収、つり銭補充などの金銭管理など、自動販売機の維持管理については、借受者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないように努めること。
- イ 自動販売機の設置に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、プラスチック製又は金属製の選別回収タイプのボックス（以下「回収ボックス」という。）を設置すること。
- ウ 回収ボックスは、回収頻度と回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ出たり、周囲に散乱しないよう十分な収容容積があるものとする。また、借受者の責任で適切に空き缶を回収・処分するとともに、周囲の清掃を行うこと。
- エ 回収ボックスには、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、一般ゴミの混入防止を図ること。
- オ 自動販売機の内部・外部及び設置場所周辺の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守すること。
- カ 自動販売機利用者のクレームに関しては、迅速に対応すること。
- キ 植物への水やり、植物の繁茂等に対する手入れを随時行うこと。
- ク 植栽した植物が枯れた場合は、速やかに、新たな植物に植え替えること。
- ケ 自動販売機及びその周囲の緑化のための設備については、盗難、破損、故障時における無料交換などを含め、借受者側の責任において維持管理を行うこと。
- コ 自動販売機及び緑化に関わる設備の管理上の瑕疵により、第三者に損害を与えたときは、借受者が、その責めを負うものとする。

5 その他

- ア 都は緑化状況を随時調査できる。借受者はこれに協力すること。
- イ 自動販売機に関する近隣、利用者等への対応は、全て借受者の責任で行うこと。

（契約に当たって付する契約条件）

第7 契約に当たって付する条件は、9ページから12ページまでに示す土地賃貸借契約書のとおりです。土地賃貸借契約書の条項をよく確認の上、入札に参加してください。

（物件の確認）

第8 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、貸付物件について、都の提供資料のみによらず、自らが必ず現地及び諸規制に関し調査及び確認を行ってください。

（入札参加申込み）

第9 入札参加者は、平成25年1月7日（月）から同月18日（金）までの間（いずれの日も午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受付を行いません。）に、一般競争入札参加申込書、事業実績説明書、宣誓書及び印鑑証明書を持参により2の受付場所へ提出してください。

また、法人は、これらの書類と合わせ、会社事業案内及び登記簿謄本を提出してください。

なお、申込みの際提出する関係書面には、**印鑑登録済みの印**を押印のこと。

2 入札参加申込みの受付場所は、次のとおりです。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20階北側 都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

(入札参加申込書の不受理)

第10 入札参加申込みの際に提出された書類の内容が、本要領第4条第4項に掲げる使用上の制限に抵触する場合及び土地賃貸借契約書で規定する借借人の義務に明らかに違反する場合は、入札参加申込書を受理しません。

(入札及び開札の時間)

第11 入札及び開札の時間は、次のとおりです。

期 日	<u>平成25年1月25日(金)</u>		
入札時間	物件番号1	午前	10時00分
	物件番号2	午前	10時20分
	物件番号3	午前	10時40分
開札時間	各入札終了後即時		

(入札及び開札の場所)

第12 入札及び開札の場所は、次のとおりです。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20階中央 20E会議室

(入札保証金)

第13 入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の3以上の入札保証金(現金)を、都の発行する入札保証金納付書により、当日、入札の前に次の場所で納付しなければなりません。入札保証金納付書は、入札参加申込受付時に交付します。

納付場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20階中央 都市整備局都営住宅経営部資産活用課

2 入札保証金の納付は、東京若しくは横浜手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(振出しの日から起算し、8日を経過していない小切手)の提供をもってこれに代えることができます。

(入 札)

第14 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札保証金納付証明書及び一般競争入札参加申込受付書を同封して所定の入札箱に投入してください。

2 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人に委任状を入札書に同封させてください。

3 入札書は、入札参加申込受付時に交付します。

入札書には、**印鑑登録済みの印**を押印してください。

(入札金額の表示)

第15 入札金額は、物件の賃料(1年分)の総額を表示してください。

(入札書の書換え等の禁止)

第16 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開 札)

第 17 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない都職員を立ち合わせます。

(入札の無効)

第 18 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札の前に第 13 に定める入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札金額(第 20 の再度入札を含む)の 100 分の 3 に満たない入札保証金を納入した者のした入札
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (5) 同じ物件について 2 通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの
- (6) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者に係る入札
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 入札書に入札保証金納付証明書及び一般競争入札参加申込受付書を同封しないで入札した者のした入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落 札 者)

第 19 落札者は、都の予定価格以上の価格で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者とします。

(再度入札)

第 20 開札した場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

2 再度入札の回数は、原則として 2 回以内とします。

3 再度入札に参加することができる者は、その直前の入札に参加した者のうち、当該入札が第 18 の規定により無効とされなかった者に限ります。

(再度入札の入札保証金)

第 21 再度入札を行う場合には、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなします。ただし、納付済の入札保証金は再度入札において各自が見積もる金額の 100 分の 3 以上であることが必要です。

(くじによる落札者の決定)

第 22 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない都職員がくじを引くことをもって落札者を決定します。

(入札結果の通知)

第 23 開札した場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(落札者の取消し)

第 24 落札者と決定されたものが、第 5 に掲げる者に該当することが、第 27 による契約の確定の間に判明した場合は、当該決定は取り消します。

(落札者の責務)

第 25 落札者は、契約締結までに、賃借する土地の近隣住民に、この土地の利用について十分な説明を行わなければなりません。

(契約の締結)

第 26 落札者は、平成 25 年 3 月 22 日（金）までに別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

(契約の確定)

第 27 契約は、都が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(入札保証金の返還等)

第 28 落札者以外の者が納付した入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された小切手を含みます。）は、落札者決定後直ちに、納付した場所で、入札保証金領収書と引換えに返還します。

2 落札者が納付した入札保証金は、賃料の一部に充当します。

(入札保証金の利息)

第 29 入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。

(入札保証金の没収)

第 30 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、都に帰属することとなります。

(賃料の支払期限)

第 31 契約締結と同時に、都の発行する納入通知書により、その指定する場所において、賃料の全額を支払っていただきます。

土地賃貸借契約書(案)

賃貸人東京都を甲とし、賃借人 〇〇〇〇を乙とし、甲乙間において、次の条項により、一時使用のための土地賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、乙に賃貸する。

所 在	地 目	地 積

(使用の目的)

第2条 乙は、この土地を緑化条件付自動販売機の設置場所として一時使用するものとする。この場合において、乙は、事前に事業計画により甲の承認を得なければならない。

(賃貸借の期間)

第3条 この土地の賃貸借の期間は、平成25年〇月〇〇日から平成26年〇月〇〇日までとする。

(期間の更新)

第4条 乙は、賃貸借期間の満了後、引き続いてこの土地を第2条の目的で1年間賃借しようとするときは、賃貸借の期間満了前3月までに書面をもって甲に申し出なければならない。

2 期間更新は、〇回限りとし、更新後の期間における賃貸借条件は、更新前の条件と同一とする。

3 期間の更新は、更新契約の締結により処理する。

(賃料の支払)

第5条 乙は、この土地の賃料として金 〇〇〇〇〇〇円を、この契約締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

(その他の費用)

第6条 フェンス撤去及び新設、自動販売機の設置及び運営並びに緑化部分の設計及び整備を含めた維持管理、修繕及び撤去に要する工事、移転等に係る費用並びに光熱水費については、乙の負担とする。

(転貸の禁止等)

第7条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) この土地を転貸し、又はこの土地の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) この土地の形質を変改しないこと。
- (3) この土地及びこの土地に設置した工作物を第2条の目的以外に使用しないこと。
- (4) この土地に建物を建設しないこと。
- (5) この土地に設置した工作物に係る所有権を登記しないこと。
- (6) この土地に設置した工作物に係る占有名義を変更しないこと。

(賃借人の義務)

第8条 乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。

3 乙は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

4 乙は、第2条の事業に関わる全ての事項について責めに任ずるものとし、甲は、一切の責めを負わないものとする。

5 乙は、緑化条件付自動販売機として、緑化部分が良好な状態に保たれるよう、維持管理に努めなければならない。また、乙は、緑化部分の形状あるいは仕様を変更する場合には、甲と協議の上行わなければならない。

6 乙は、緑化部分の管理状況の報告を含め、この土地の使用状況を甲が容易に把握できるように6月を超えない期間ごとに写真撮影し、速やかに甲に報告しなければならない。

7 甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。

8 乙は、この土地の使用に当たっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第9条 乙は、この土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用について、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第10条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(違約金)

第11条 乙は、第8条第1項又は第2項に定める義務に違反したときは、甲に対し、第5条の賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反して実地調査に協力しなかったときは、甲に対し、第5条の賃料に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の賃料を支払わなかったとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 第8条第2項の規定に違反したとき。

(4) 前条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、この土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の4第5項の規定に基づき、この契約を解除することができる。

この場合において、契約の解除に伴うこの土地の原状回復及びこの土地の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

この場合において、甲は既納の賃料を乙に返還しない。

(原状回復)

第13条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては甲の指定する期日までに、本件賃貸借の期間が満了した場合においては賃貸借期間の満了日までに、自己の責任と負担とで、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、この土地上に存する物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について、異議を申し出ることができず、また、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(立退料等)

第14条 乙は、この土地を甲に返還する場合において、返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切を甲に請求してはならない。

(損害金)

第15条 乙がこの土地の返還を遅延した場合は、乙は甲に対して、契約を解除されたときには解除の日の翌日から、賃貸借期間が満了したときにおいては満了した日の翌日から、返還完了の日までの日数に応じ、1日当たりの賃料相当額に当該日数を乗じて得た額の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2 前項の1日当たりの賃料相当額は、第5条に規定する賃料の額を365で除して得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第19条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
契約担当者 都市整備局長 飯尾 豊

乙

暴力団等排除に関する特約条項（土地賃貸借契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地賃貸借契約書第5条の賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。
 - 3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
 - 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
 - 5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
 - 6 土地賃貸借契約書第13条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

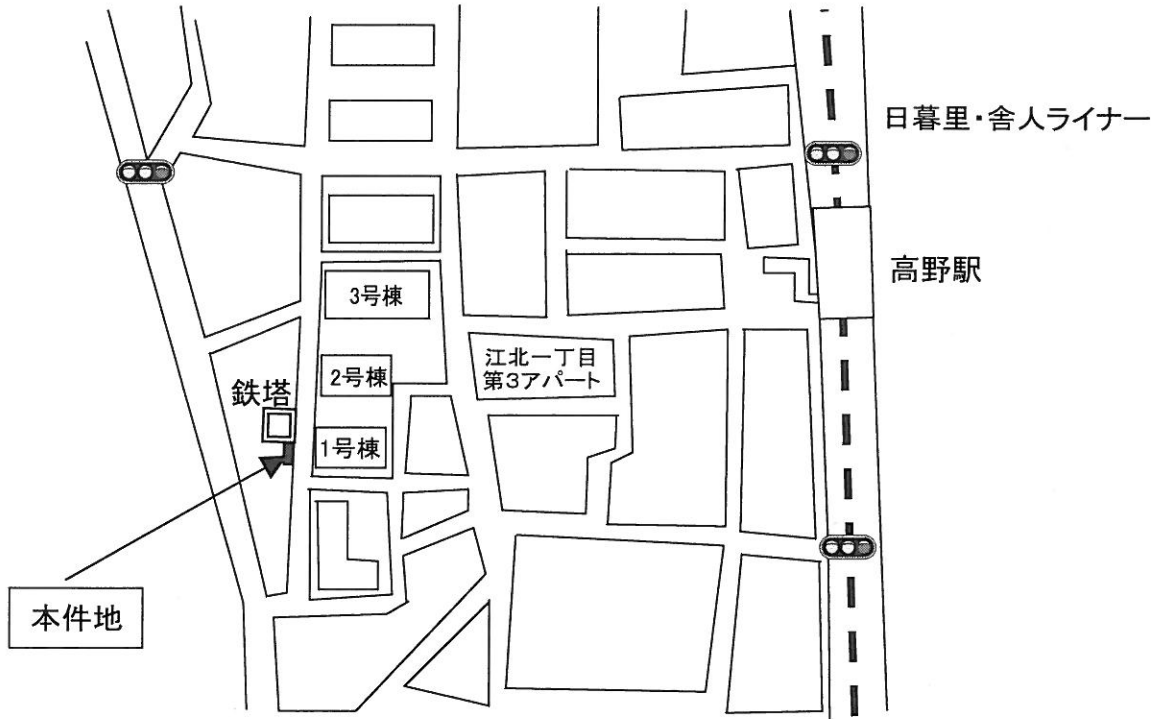
- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

物件番号 1

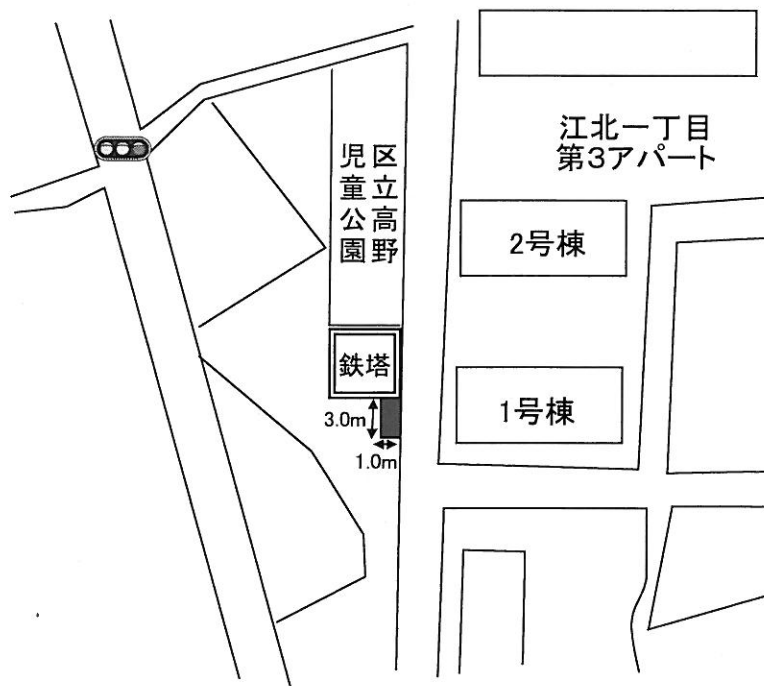
土地の所在	足立区江北一丁目1190番3のうち	地積	254.42㎡のうち 3.00㎡
住居表示	足立区江北一丁目9番	参考価格	4,000円

案内図

日暮里・舎人ライナー「高野」駅下車 約500m 徒歩約7分



明細図

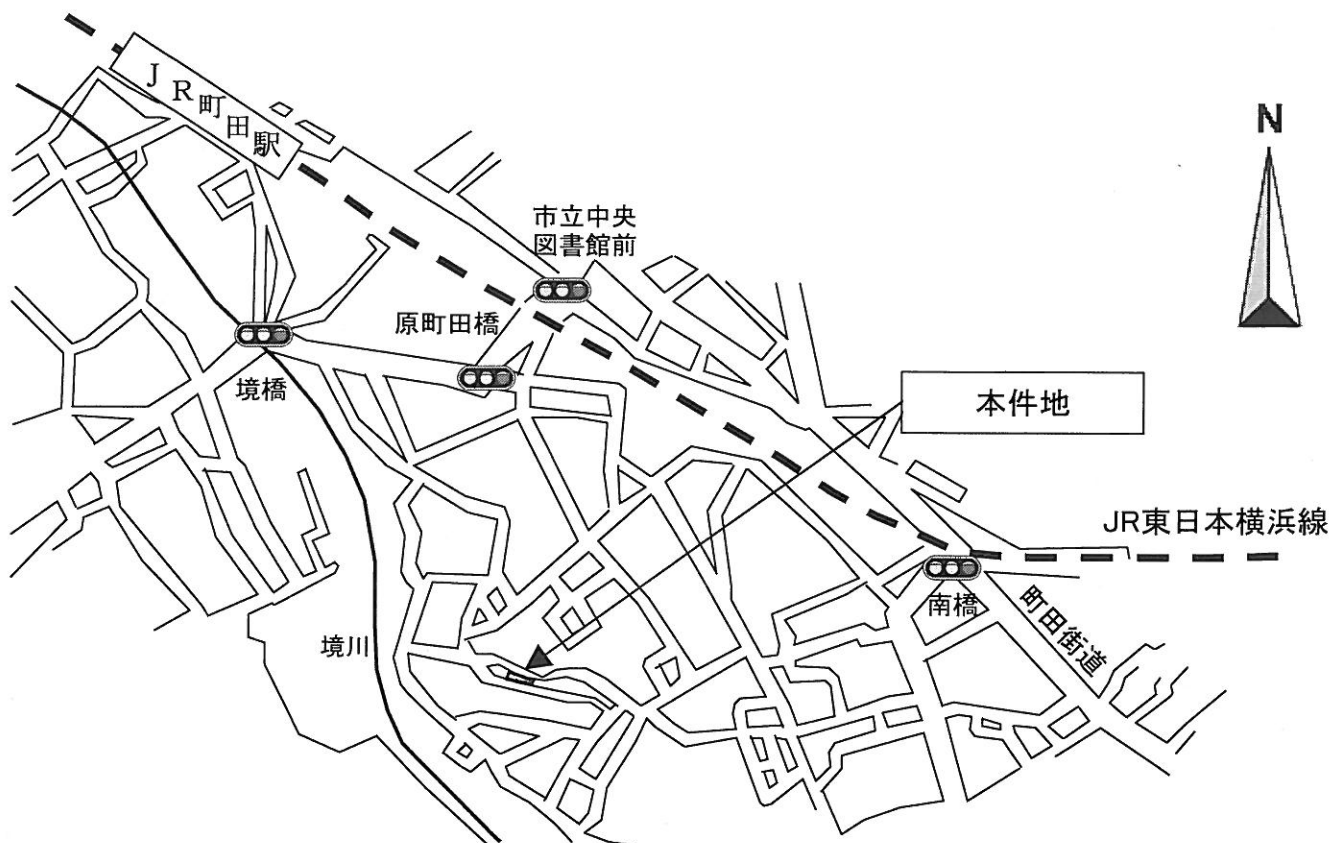


物件番号 2

土地の所在	町田市金森一丁目127番1のうち	地積	5,233.05㎡のうち 6.00㎡
住居表示	町田市金森一丁目23番	参考価格	10,000円

案内図

JR東日本横浜線「町田」駅下車 南東約1200m 徒歩15分



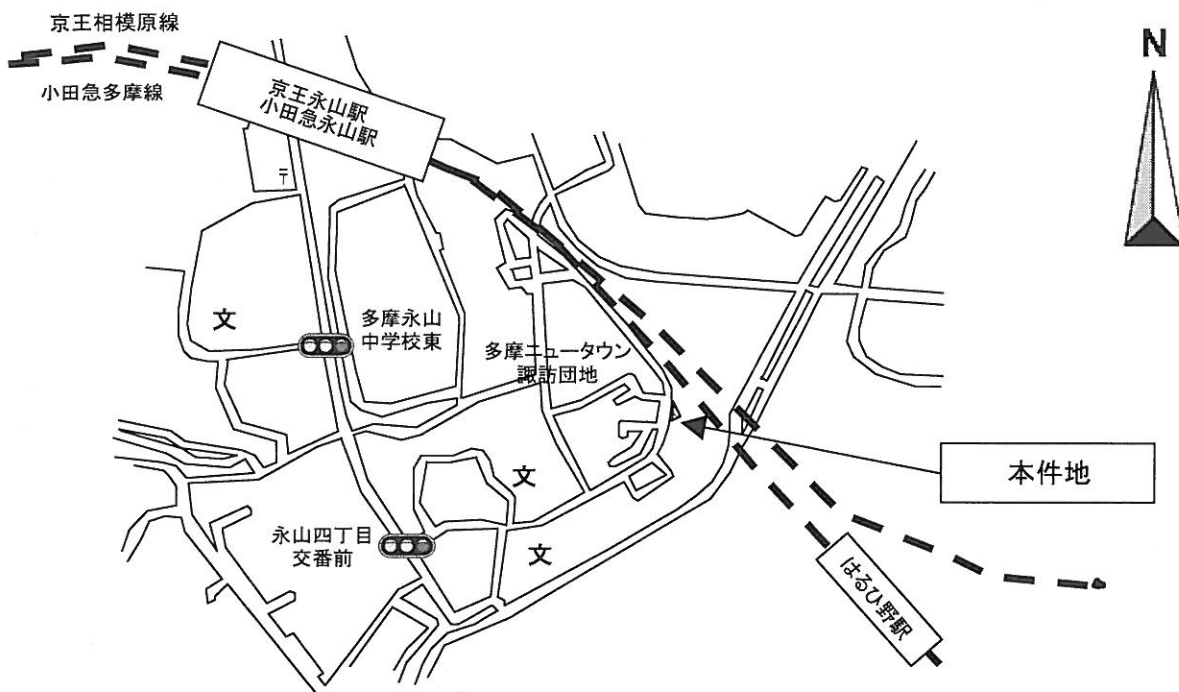
明細図



土地の所在	多摩市諏訪四丁目3番のうち	地積	28,779.03㎡のうち 9.00㎡
住居表示	多摩市諏訪四丁目3番	参考価格	8,000円

案内図

京王相模原線・小田急多摩線「永山」駅下車 約1,200m 徒歩約15分
 京王バス・神奈川中央バス「諏訪四丁目」バス停 徒歩約1分



明細図



入札保証金について

- 1 入札保証金を小切手で納入する場合は、東京若しくは横浜手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手によること。

東京手形交換所加盟金融機関が振り出した小切手には「東京」と、横浜手形交換所加盟金融機関が振り出した小切手には「横浜」と、それぞれ小切手の右上に表示されている。

- 2 小切手は、振出しの日から起算して8日以内のものであること。
- 3 複数の物件で入札保証金を納付する場合は、全額一括とせず、現金・小切手ともに1件ごとに納付すること。現金の場合、釣銭のないようにすること。
- 4 「入札保証金納付書兼納付証明書」の納入者住所・氏名欄に、代表者印（入札参加者印）の漏れがないよう注意してください。

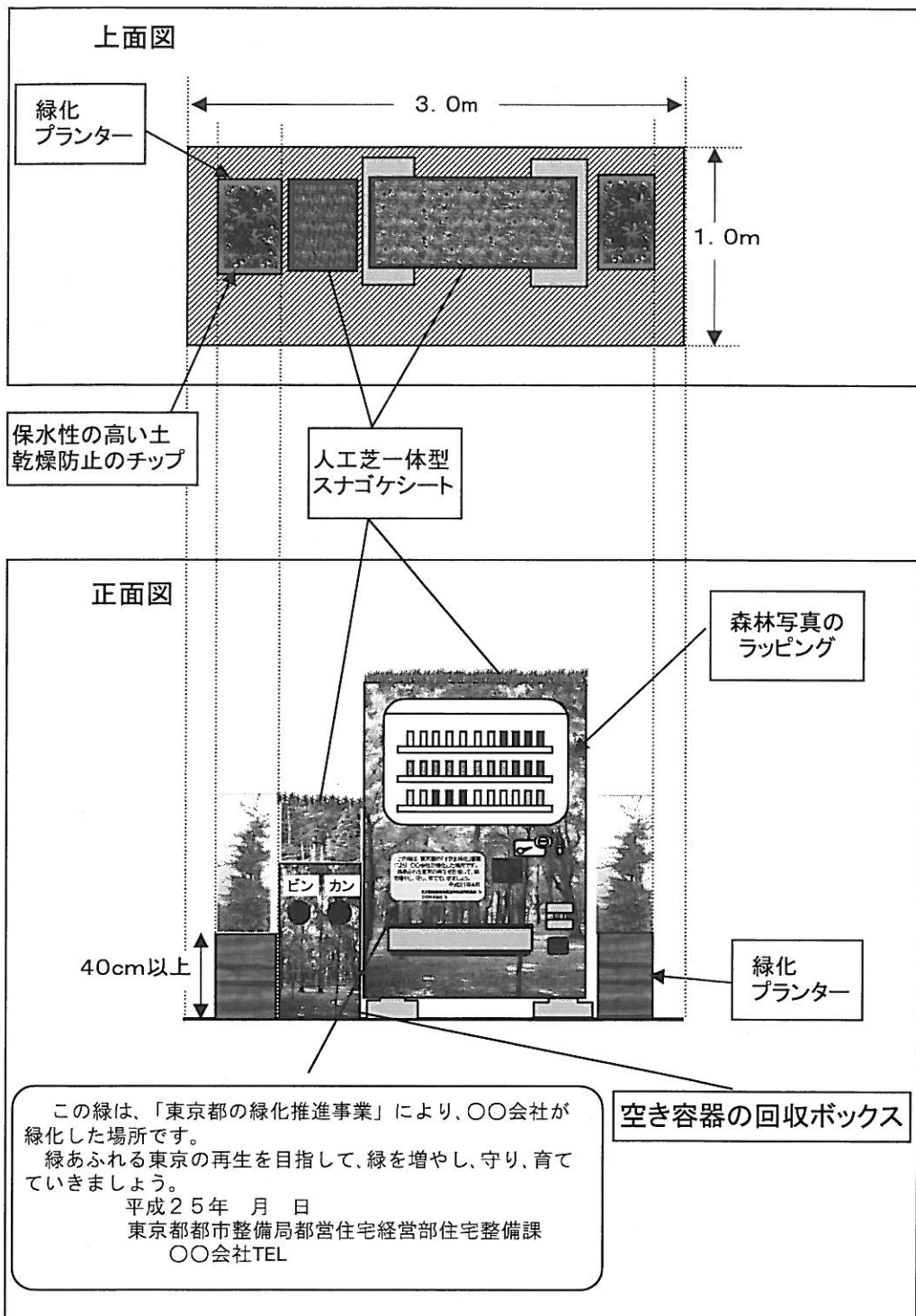
(参考)

小 切 手	
(株) ○○銀行○○店	東京 1301
東京都○○区○○町○丁目	000X- 111
金額	
¥ 1, 000, 000 ※	
上記の金額を持参人へこの小切手と引替えにお支払いください	
拒絶証書不要	
振出日 平成 年 月 日	
東京都○○区 株式会社 ○○銀行 ○店	
○○○店長 東京 太郎	
0 1 - 2 3 4 5 - 6 7 8 9 - 0 1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0	

緑化条件付自動販売機基本想定図(1台)

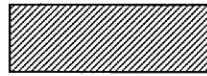
※ この配置図は、自動販売機を設置する際のイメージです。
自動販売機と回収ボックスの配置は、この順番でなくても構いません。

 貸付面積 3.0㎡

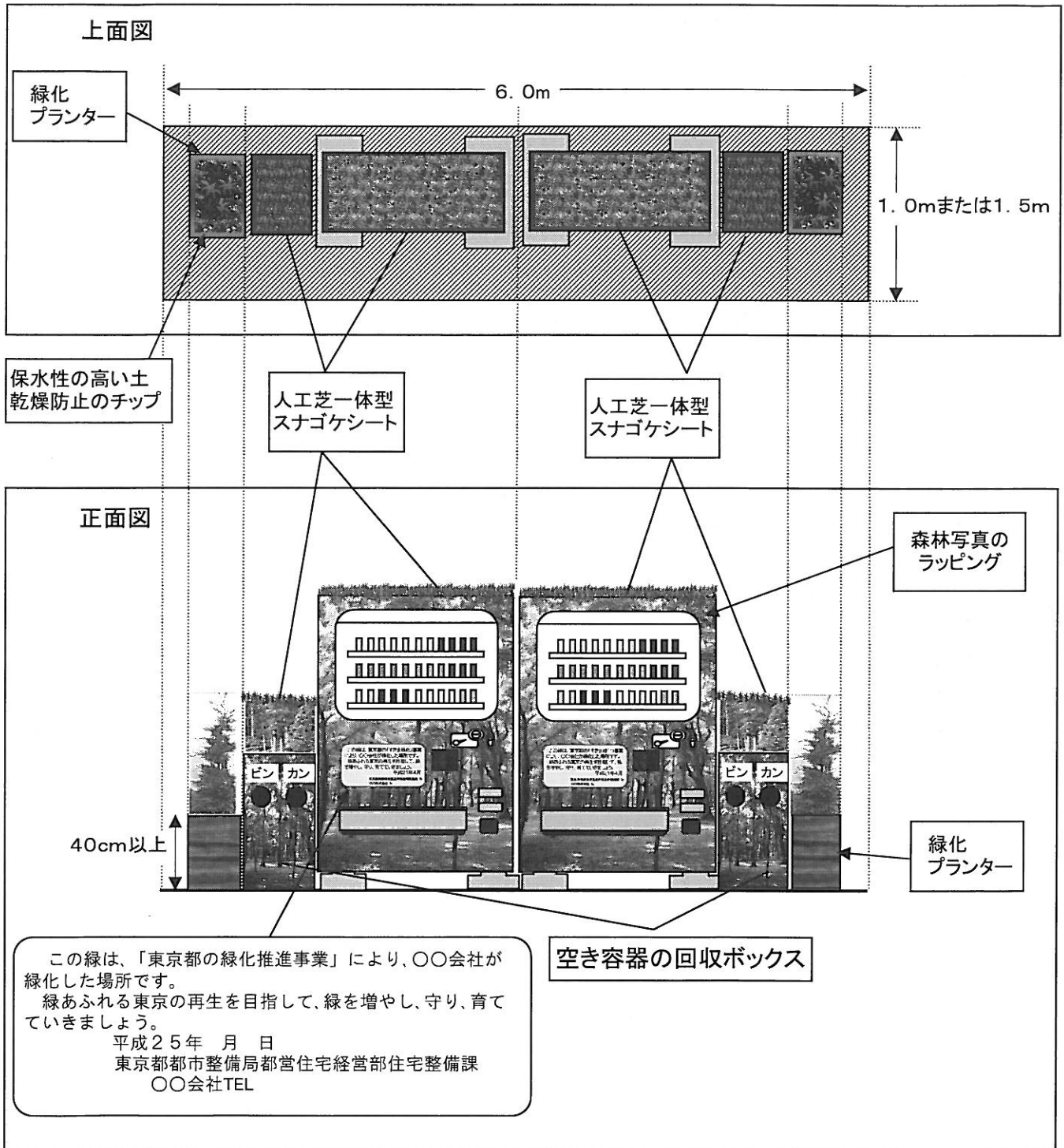


緑化条件付自動販売機基本想定図(2台)

※ この配置図は、自動販売機を設置する際のイメージです。
自動販売機と回収ボックスの配置は、この順番でなくても構いません。



貸付面積 6.0㎡又は9.0㎡



受付番号

一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

一般競争入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札参加物件

土地の所在

2 申込人

住所

氏名

実印

連絡先

担当

(注) 申込書には、印鑑登録済みの印を使用してください。

一般競争入札参加申込受付書

住所

氏名

殿

下記物件について、一般競争入札参加申込みを受け付けました。

なお、当日は、この受付書を入札書及び入札保証金納付証明書と同封して入札してください。

記

入札参加物件

土地の所在

平成 年 月 日

東京都都市整備局

事業実績説明書

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

住 所

氏 名 _____ 印

担当者
電 話

1 清涼飲料水自動販売機設置の主な実績

期 間	相手方	設置台数 (台)

2 添付書類

- (1) 会社事業案内
- (2) 登記簿謄本

説明書提出期限 平成25年1月18日(金)

提出・問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

電話 03-5320-5053 FAX 03-5388-1471

担当：青木、佐藤

宣 誓 書

下記の各事項に該当しない者であることを宣誓します。

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

住 所

氏 名

実印

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）
- 2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 3 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- 4 2 及び 3 に掲げる者から委託を受けた者並びに 2 及び 3 に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 5 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 6 東京都競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中の者
- 7 清涼飲料水自動販売機の設置・運営について実績を有しないもの

委任状

代理人 住所
氏名 実印

私は、上記の者を代理人と定め、下記所有地の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

名称	所在地	地積 m ²

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

住所
氏名 実印